

重要資料

(財務会計基準機構・企業会計基準委員会公表物より転載)

2014年7月31日
企業会計基準委員会

「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の公開草案の公表にあたって

I. 公表の経緯

1. 2009年6月に企業会計審議会から、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表され、国際会計基準(IFRS)の任意適用等に関する提言が示された。この中間報告で示された提言に基づき、2009年12月に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等が改正され、新たに「指定国際会計基準」が設けられた。また、一定の要件を満たした会社に、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度から、指定国際会計基準に準拠して作成された連結財務諸表を金融商品取引法の規定により提出される財務計算に関する書類として認めることとされた。

その後、企業会計審議会では、我が国におけるIFRSの適用のあり方が継続的に審議され、2013年6月に、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(以下「当面の方針」という。)が公表された。

2. 「当面の方針」では、単一で高品質な国際基準の策定という目標がグローバルに実現されていくことは、世界経済の効率化・活性化を図る観点から有効であり、我が国としてこの目標を実現していくために主体的に取り組むことは、日本の企業活動、資金調達に有益であるとともに、日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるとされている。

3. そのうえで、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であるとされ、その方策の一つとして、

IFRSのエンドースメント手続の導入が提言され、会計基準の策定能力を有する当委員会において検討を行い、当委員会が検討したIFRSの個々の会計基準について、金融庁が指定する方式を採用することが適当であるとされている。

4. この「当面の方針」の公表を受け、当委員会では、2013年7月に財務諸表の作成者、利用者、監査人及び学識経験者から構成される「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置した。作業部会では、これまで17回の会合を重ね、当委員会は作業部会での検討状況を踏まえ審議を行い、今般、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(以下「修正国際基準」という。)の公開草案の公表を承認し、公表するに至った。

II. エンドースメント手続の概要

5. エンドースメント手続は、「当面の方針」では、国際会計基準審議会(IASB)により公表された会計基準及び解釈指針(以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。)について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」して採択する仕組みとされている。このエンドースメント手続は指定国際会計基準の指定とは別の制度として行われ、エンドースメント手続を経て「削除又は修正」を加えた会計基準等は修正国際基準として公表される。